

マージン率等の情報提供について

2025 年 6 月 30 日

株式会社ジェイシーシー

労働者派遣法第 23 条第 5 項の定めに従い、当事業所における労働者派遣事業に係る 情報を以下のとおりお知らせいたします。

今年度における労働者派遣実績はございません。

過去におけるマージン率等の情報は以下のとおりです。

- ① 派遣労働者数（令和 2 年 6 月 30 日時点の雇用者数） 1 名
- ② 令和元年度 派遣先事業所数（実数） 1 事業所
- ③ 令和元年度 派遣料金平均金額（1 日 8 時間計算） 17,412 円
- ④ 令和元年度 派遣労働者賃金平均額（1 日 8 時間計算） 22,484 円
- ⑤ 令和元年度 マージン率 31.1%

注 1） マージン率の算出方法 マージン率＝（労働者派遣に関する料金の額－派遣労働者の賃金の額）／ 労働者派遣に関する料金の額

※マージン率の算定に際し、社会保険、労働保険、一般経費等の会社負担費用は含みません。従いまして、マージン率＝会社利益とはなりません。

※マージンには、弊社が負担する社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）、法 福利厚生費（有給休暇、健康診断等）、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含めます。

⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 訓練種別   | 対象となる派遣労働者 | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|--------|------------|--------------------|------------------|---------------|
| 諸規程・法令 | 雇入時        | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| 災害時の対応 | 派遣中        | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| 危険予知訓練 | 派遣中        | OJT                | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口および連絡先 相談窓口 総務部総務課 TEL0798-47-3069

⑦ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

当該労使協定は締結しておりません。

以上